特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００３号

横浜市中区万代町１丁目２番地12
清算株式会社　株式会社サン企画
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（ヒ）第１５号

新潟市西区みずき野１丁目３番34号
清算株式会社　株式会社上創
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
新潟地方裁判所民事部

令和６年（ヒ）第１号

兵庫県川西市萩原台西３丁目282番地の９
清算株式会社　北政株式会社
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所伊丹支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２００５号

東京都千代田区丸の内１丁目９番２号　グラントウキョウサウスタワー
清算株式会社　株式会社大瀬館
代表清算人　安田　幸則
１　決定年月日　令和７年３月24日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、株式会社大瀬館（以下「清算株式会社」という）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。
２　利息・遅延損害金の免除
協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
３　弁済の方法及び端数の処理
⑴　弁済の方法
協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー13階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。
⑵　弁済における端数の処理
協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
１　一般債権の定義
一般債権とは、協定債権のうち、後記第３．１で定義する関係者債権に該当しないものをいう。
２　一般債権の弁済及び放棄
⑴　一般債権の弁済
清算株式会社は、各一般債権者に対し、本協定認可決定確定日から２ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各債権額に応じて按分した額を弁済する。
⑵　一般債権の放棄
各一般債権者は、上記⑴の弁済を受けたときに、その余の一般債権をすべて放棄する。なお、上記⑴の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各一般債権者に通知したときに、各一般債権者は一般債権をすべて放棄する。
⑶　追加弁済
上記⑴による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各一般債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各一般債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記⑵による放棄の効力は失われるものとする。
第３　関係者債権
１　関係者債権の定義
関係者債権とは、協定債権のうち、安田静、安田幸則及び安田芳史が清算株式会社に対して有する各債権をいう。
２　関係者債権についての放棄
関係者債権者は、本協定認可決定確定時において、関係者債権をすべて放棄する。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（ヒ）第１００６号

名古屋市千種区今池南32番19号
清算株式会社　株式会社今池南設計事務所
代表清算人　青山　泰長
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。